

令和9年度 就学援助制度について

鳥取市では、小・中・義務教育学校へ通うお子様の就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対し援助をおこなっています。

援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みのうえ、申請手続きをしてください。

1. 援助の対象となる方

鳥取市内に住所があり、鳥取市内における国公立の小・中・義務教育学校へ就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

	申 請 項 目	備 考																								
①	生活保護が停止または廃止になった方																									
②	障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に <u>保護者本人が該当していることを示す控除があり</u> 、前年所得の合計金額が135万円以下の方	・ 未申告の場合や添付書類の本人該当項目に控除が確認できない場合は、審査不可能であるため対象外																								
③	個人事業税の減免を受けている方																									
④	固定資産税の減免を受けている方																									
⑤	国民年金保険料の免除を受けている方	・ 一部免除を含む																								
⑥	国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方																									
⑦	児童扶養手当の支給を受けている方	・ 児童手当、特別児童扶養手当とは異なる																								
⑧	生活福祉資金による貸付を受けている方	・ 令和8年度以降に決定を受けたものが対象 ・ 緊急小口資金等の一時的な貸付は対象外																								
⑨	①～⑧の申請項目には該当しないが、収入の減少等によりお困りの方																									
	生計同一世帯員の <u>年間収入金額</u> が基準額以下の場合認定 ※所得ではありません																									
	◎認定の目安となる基準額																									
	モデルケース																									
	・ 小学生：10歳 中学生：13歳 親：40歳 祖父母：65歳																									
	・ 持家																									
	・ 各種加算（ひとり親、障害など）なし																									
	<table><tr><th>世帯構成</th><th>2人</th><th colspan="2">3人</th><th colspan="2">4人</th><th>5人</th><th>6人</th></tr><tr><td>世帯構成</td><td>小学生,親1人</td><td>小学生,親2人</td><td>小学生2人,親1人</td><td>小学生2人,親2人</td><td>小学生1人,親2人,祖父</td><td>小学生1人,親2人,祖父母</td><td>小学生2人,親2人,祖父母</td></tr><tr><td>収入額</td><td>196万円</td><td>264万円</td><td>270万円</td><td>332万円</td><td>320万円</td><td>374万円</td><td>440万円</td></tr></table>		世帯構成	2人	3人		4人		5人	6人	世帯構成	小学生,親1人	小学生,親2人	小学生2人,親1人	小学生2人,親2人	小学生1人,親2人,祖父	小学生1人,親2人,祖父母	小学生2人,親2人,祖父母	収入額	196万円	264万円	270万円	332万円	320万円	374万円	440万円
	世帯構成	2人	3人		4人		5人	6人																		
	世帯構成	小学生,親1人	小学生,親2人	小学生2人,親1人	小学生2人,親2人	小学生1人,親2人,祖父	小学生1人,親2人,祖父母	小学生2人,親2人,祖父母																		
収入額	196万円	264万円	270万円	332万円	320万円	374万円	440万円																			
<table><tr><th>世帯構成</th><th>2人</th><th colspan="2">3人</th><th colspan="2">4人</th><th>5人</th><th>6人</th></tr><tr><td>世帯構成</td><td>中学生,親1人</td><td>中学生,親2人</td><td>中学生2人,親1人</td><td>中学生2人,親2人</td><td>中学生1人,親2人,祖父</td><td>中学生1人,親2人,祖父母</td><td>中学生2人,親2人,祖父母</td></tr><tr><td>収入額</td><td>214万円</td><td>281万円</td><td>305万円</td><td>367万円</td><td>337万円</td><td>391万円</td><td>474万円</td></tr></table>		世帯構成	2人	3人		4人		5人	6人	世帯構成	中学生,親1人	中学生,親2人	中学生2人,親1人	中学生2人,親2人	中学生1人,親2人,祖父	中学生1人,親2人,祖父母	中学生2人,親2人,祖父母	収入額	214万円	281万円	305万円	367万円	337万円	391万円	474万円	
世帯構成	2人	3人		4人		5人	6人																			
世帯構成	中学生,親1人	中学生,親2人	中学生2人,親1人	中学生2人,親2人	中学生1人,親2人,祖父	中学生1人,親2人,祖父母	中学生2人,親2人,祖父母																			
収入額	214万円	281万円	305万円	367万円	337万円	391万円	474万円																			
・ 上記はあくまでも目安の金額であり、 <u>実際の基準額は世帯員の年齢や家庭の状況によって異なります</u>																										
※掲載額以上の収入でも認定となる場合や、掲載額以下の収入でも不認定となる場合があります																										
・ 掲載額に関する問い合わせは受け付けませんので、対象になるかどうか分からないときはまず申請していただくことをおすすめします																										
・ 掲載額は世帯員の年間収入額の合計額です																										
・ 未申告の場合は収入が分かりかねますので、必ず申告を済ませてください																										
・ 生計同一世帯員のすべての収入が審査対象となります																										
→住民登録上は世帯分離をしているが同居している場合や、単身赴任等で住民登録が別の住所となっている場合であっても、原則生計同一とみなします																										

2. 申請項目ごとの添付書類

	申 請 項 目	添 付 書 類
①	生活保護が停止または廃止になった方	・ なし（教育委員会で確認します）
②	障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に <u>保護者本人が該当していることを示す控除があり</u> 、前年所得の合計金額が135万円以下の方	・ 市県民税所得課税証明書（原本） 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 コンビニエンスストア 等 ※ <u>本人該当項目の欄に控除があるもの</u> のみ有効
③	個人事業税の減免を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー 発行場所：鳥取県税事務所
④	固定資産税の減免を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー 発行場所：鳥取市役所 固定資産税課
⑤	国民年金保険料の免除を受けている方	・ 免除の承認通知書のコピー 発行場所：年金事務所
⑥	国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方	・ 減免の決定通知書のコピー 発行場所：鳥取市役所 保険年金課
⑦	児童扶養手当の支給を受けている方	・ 児童扶養手当証書のコピー 発行場所：鳥取市役所 こども未来課 ※有効期限及び受給者氏名等の確認が可能なもののみ有効
⑧	生活福祉資金による貸付を受けている方	・ 貸付の決定通知書のコピー 発行場所：貸付を受けている社会福祉協議会 ※令和8年度以降に決定を受けたもののみ有効
⑨	①～⑧の申請理由には該当しないが、収入の減少等によりお困りの方	【就業中の方】 ・ 令和8年分の源泉徴収票または確定申告書 ○上記書類がない場合や家計が急変した場合 ・ 直近の給与明細3ヶ月分以上 【就業していない方】 ・ 雇用保険被保険者離職票または各会社で発行された退職証明書類 ○上記の証明書類がない場合 ・ 地区担当民生児童委員による確認願（原本） ※様式は各学校にあります 【年金受給の方】 ※遺族年金や障害年金も対象です ・ 令和8年分源泉徴収票または最新の年金振込通知書 【6月以降の提出の場合】 ・ 令和9年度市県民税所得課税証明書（原本） 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 コンビニエンスストア 等 【障がい者手帳をお持ちの方】 ・ 障がい者手帳 ※該当者全員分 【その他特別な事情のある方】 収入の分かる書類と併せて下記の書類をご提出ください ○震災等による避難者 ・ 罹災証明書 ○離婚調停中の場合 ・ 裁判所が発行する調停裁判の証明書 ○世帯状況と実態が異なる場合 （例）申請者が配偶者と数年間別居状態で、定期的な連絡や金銭的な支援もない等 ・ 地区担当民生児童委員及び学校長による所見書（原本） ※様式は各学校にあります

△ご確認ください△

- ・ 申請時期によって添付書類の該当する年度が異なります
- ・ 各種通知書については、発行場所へお問い合わせください
- ・ 原本と記載しているもの以外の書類については、写し（コピー）をご提出ください

3. 申請方法

提出書類	○申請者全員 ・令和9年度就学援助費交付対象者認定兼交付申請書 →様式は各学校と教育委員会学校保健給食課にあります ※鳥取市ウェブサイトへは令和9年1月頃掲載予定 ・申請項目ごとの添付書類（3. 申請項目ごとの添付書類をご覧ください） ・指定口座の通帳等のコピー ○指定口座の名義人が申請者と異なる場合 ・委任状
提出先	お子様の就学先の学校
	※異なる学校にお子様が生産している場合は、いずれかの学校へ提出してください

4. 申請受付期間

申請受付期間	結果通知時期	備考
令和9年1月4日 ～令和9年4月15日	5月中旬～下旬	・4月1日付け認定となります ※4月時点で申請項目を満たしていない場合は、項目を満たした月からの認定となります
令和9年4月16日 ～令和10年3月15日	随時	・5月1日付け以降の中途認定となります ・毎月15日までに受理されたものが当月付け認定となります 〈例〉4月16日～5月15日に受理：5月1日付け認定 5月16日～6月15日に受理：6月1日付け認定

5. 注意事項

- 申請について
- ・申請時期によって認定月や支給内容（対象費目、金額）が異なります。

・上記の受付期間は教育委員会への提出期限となります。申請は各学校でとりまとめるため、お早めに学校へ提出してください。

・やむを得ない理由で添付書類の準備に時間を要する場合は、まずは申請書のみ提出していただき、後日添付書類を提出してください。

・提出書類に不備があった場合は学校を通じてご連絡差し上げますので、すみやかに再提出してください。

・すべての書類が揃い次第、審査を実施します。

・**年度ごとに申請が必要です！** 昨年度認定であった場合も、改めて申請を提出してください。
- 認定について
- ・就学援助の認定月は、申請受付期間に応じた申請月もしくは申請項目を満たした月の**いずれか遅い月**となります。（申請項目①「生活保護が停止または廃止になった方」を除く）

（例）4月15日までに就学援助の申請書を提出したが、児童扶養手当の支給開始月が5月からの場合

→就学援助の認定月は5月となります
- その他
- ・認定後や審査中に申請内容に変更が生じたとき

（例）・鳥取市外への転出が決まった

・婚姻や離婚など、世帯状況に変更があった

・児童扶養手当が全部支給停止、または喪失となった など
- 就学先の学校、または教育委員会学校保健給食課へすみやかにご連絡ください**

※変更内容により、就学援助の再申請や辞退届の提出が必要となる場合があります
- ・年度途中で就学援助廃止となったとき

→支給の状況によっては返納が必要です

6. 支給内容

費目	対象児童生徒	年間支給額	
		小学校および 義務教育学校前期課程	中学校および 義務教育学校後期課程
新入学児童生徒学用品費 ※1	【4月認定者のみ】 小・中学校1年生 義務教育学校1・7年生	64,300円	81,000円
学用品費・通学用品費 ※2	全員	第1学年 11,630円 その他学年 13,900円	第1学年 22,730円 第7学年 25,000円 その他学年 25,000円
修学旅行費 ※3	参加者	補助対象経費内	補助対象経費内
校外活動費 ※3 (泊を伴わない)	参加者	交通費および見学料のみ (限度額 1,600円)	交通費および見学料のみ (限度額 2,310円)
校外活動費 ※3 (泊を伴う)	参加者	交通費および見学料のみ (限度額 3,690円)	交通費および見学料のみ (限度額 6,210円)
通学費 ※4	片道の通学距離が小学校 および義務教育学校前期 課程は4km以上、中学 校および義務教育学校後 期課程は6km以上で、 公共交通機関を利用して いる場合 特別支援学級在籍者は距 離制限なし	最も経済的な経路及び方法により通学 する場合の交通費の額 (定期券・回数券の保護者負担額)	最も経済的な経路及び方法により通学 する場合の交通費の額 (定期券・回数券の保護者負担額)
給食費 ※5	市立学校の就学者	1食単価の額から国県の給食費負担軽減交付金を引いた保護者負担額 (10割)	1食単価の額 (10割)
オンライン学習通信費 ※2	オンライン学習ができる 環境にある家庭 ※6	一世帯につき 15,000円	

- ※1 中途認定の場合は支給されません
- ※2 中途認定や年度途中に就学援助廃止となった場合は月割での支給となります
- ※3 就学援助認定期間に実施され、参加したものに限りです
- ※4 校区外就学者は対象となりません
- ※5 鳥取市立以外の学校（例：国立の鳥取大学附属義務教育学校など）の就学者は対象となりません
- ※6 スマートフォンによるテザリング等により一時的に利用する場合は対象となりません

上記は令和8年度の支給内容であり、令和9年度は内容が変更となる場合があります

7. 支給方法

- 保護者指定口座へ振込みをする費目

新入学児童生徒学用品費、学用品費・通学用品費、校外活動費、通学費、オンライン学習通信費

※保護者が学校長に援助費の受取りを依頼された場合（受任者を学校長とする委任状の提出があった場合）は、学校口座へ振込みをします
- 学校口座へ振込みをする費目

修学旅行費
- その他

給食費

※市の給食費会計に直接支払いますので、保護者口座等への振込みはありません